

別紙「様式1」

令和〇年〇〇月〇〇日

滋賀運輸支局長 殿

滋賀太郎他 1 名申請代理人

住 所 滋賀県守山市木浜町 2298-5

契約事業者の氏名又は名称

株 式 会 社 〇 〇 〇 〇

代 表 者 名 滋 賀 一 郎

## 自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同法施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

### 記

#### 1. 氏名及び住所

別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり

#### 2. 運送需要者

(例) 契約する旅客自動車運送事業者の指示のもと、介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護(介護予防を含む。)サービス計画(ケアプラン)、又は、市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送の対象となる要介護者等

#### 3. 運送しようとする人の数

1ヶ月約 100人

#### 4. 運送しようとする期日又は期間

許可の日から2年間

#### 5. 運送しようとする区域

滋賀県

#### 6. 有償運送を必要とする理由

申請理由を記載してください。

## 申請書の添付書類

① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）

② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」）

③ 自動車検査証（写）

乗車定員 11 人未満の自動車（貨物自動車を除く）。

申請代理人以外の使用車両で、使用権原を有する者以外の者が乗車する際に必要です。

（例：申請者の家族の使用車両等。）

④ 自動車の使用権原を証する書面

⑤ 道路運送法第7条各号の規定に該当しないこと及び訪問介護員が十分な能力及び経験を有していると認められることを示す書面（宣誓書）（別紙「様式4」）

⑥ 自動車の運行管理等の体制を記載した書面（別紙「様式5」）

⑦ 旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）

営業所に有償運送許可を受けた自家用自動車と事業用自動車を併せて5台以上の場合に必要です。（選任届出も必要。）

⑧ 旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面（宣誓書）（別紙「様式6」）

⑨ 運転免許証（写）

⑩ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）

様式は特に定めていませんが、有償運送にあたって必要な事項等を盛り込んだ内容にしてください。

（覚書（例）を添付しているので参照してください。）

自家用自動車有償運送許可申請者名簿

番号	住 所	氏 名	自動車登録番号	介護員番号
1	滋賀県守山市木浜町 2298-5	滋賀 太郎	滋賀〇〇は〇〇〇〇	第〇〇〇〇号
2	滋賀県守山市木浜町 2298-5	滋賀 花子	滋賀〇〇ひ〇〇〇〇	第〇〇〇〇号

申請者が乗務する自動車登録番号等を記載してください。  
複数の自動車に乗務する場合は、全ての自動車の自動車登録番号等を記載してください。

## 使用車両の明細を記載した書面

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	備考
滋賀〇〇は〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	R2	4	軽自動車	
滋賀〇〇ひ〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	H29	6	普通自動車 (回転シート等)	使用者 滋賀花子

(注) 自動車の種類欄は次の記載例によること。

(記載例)

- ・普通自動車
- ・普通自動車(回転シート等)
- ・特種自動車(リフト付等)
- ・軽自動車
- ・軽自動車(回転シート等)
- ・軽特種自動車(リフト付等)

車検証に記載されている種別や用途に合わせた種類を記載してください。また、車検証に記載されていない車両の装備については括弧書きで記載してください。

滋賀運輸支局長 殿

現住所：滋賀県守山市木浜町 2298-5

※運転者全員分の  
宣誓書が必要です。

氏名：滋賀 太郎  
生年月日：大正・昭和・平成 3年 12月 12日生

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。
2. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。
3. 私は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を

保有しています。

保有していません。

（道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、大臣認定講習等を現在までに受講しております。）

保有していない場合、  
講習終了証が必要です。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 ○年○○月○○日

添付書類

- ・ 運転免許証（写）
- ・ 第1種運転免許保有者の方は講習修了証（写）

滋賀運輸支局長 殿

現住所：滋賀県守山市木浜町 2298-5

氏名：滋賀花子

生年月日：大正・昭和・平成 5年 12月 12日生

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。
2. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。
3. 私は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を

保有しています。

保有していません。

（道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、大臣認定講習等を現在までに受講しております。）

保有していない場合、  
講習終了証が必要です。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 ○年○○月○○日

添付書類

- ・ 運転免許証（写）
- ・ 第1種運転免許保有者の方は講習修了証（写）

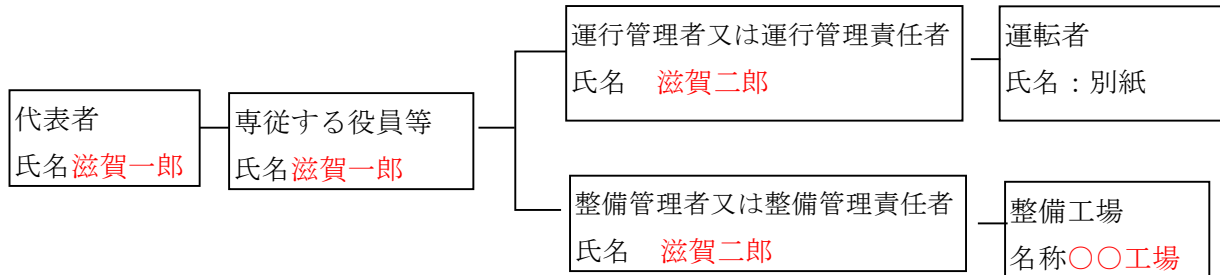
旅客自動車運送事業で申請している営業所名を記載してください。

別紙「様式5」

### 自動車の運行管理等の体制

事業所名) 〇〇営業所

#### 1. 運行管理及び整備管理の体制並びに指揮命令系統



#### 2. 点呼等が確実に実施できる体制

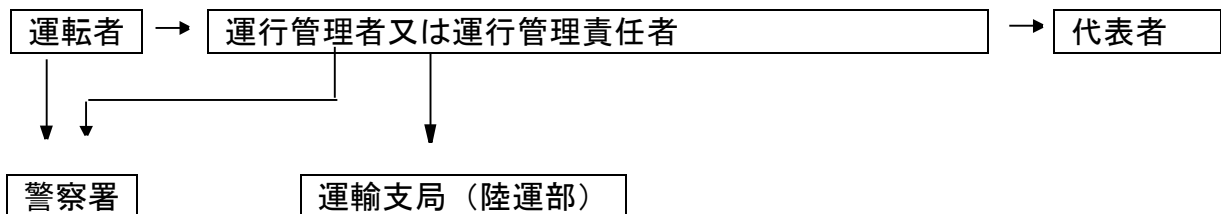
点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と訪問介護員等との連絡方法
営業所	運行管理者又は運行管理責任者	自動車車庫	運転者	対面及び携帯電話

#### 3. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

##### (1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 1 回

##### (2) 事故処理連絡体制



#### 4. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 滋 賀 一 郎  
 苦情処理 担当者 氏名 滋 賀 二 郎

滋賀運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に

加入しております。

有償運送開始までに加入します。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(旅客自動車運送事業者)

住 所 滋賀県守山市木浜町 2298-5

氏名又は名称 株式会社 ○○○○

代表者名 滋 賀 一 郎



※運転者全員分の契約書  
(写) が必要です。

## 自家用自動車有償運送に関する契約書 (覚書) (見本)

訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者である株式会社〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と自家用自動車有償運送許可を申請する滋賀太郎 (以下「乙」という。) は、甲が行う訪問介護サービス等と連続して、又は一体として甲の使用権原を有する自家用自動車による有償運送の取り扱いについて次のとおり契約 (覚書) を締結する

(基本原則)

### 第1条

甲は、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送において、甲の使用権原を有する自家用自動車を使用するものとし、乙は、甲の指示のもと甲の使用権原を有する自家用自動車で輸送を行うものとする。

(使用期間)

### 第2条

前条の使用期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

- 第1項の期間満了後も双方異議がない場合は、さらに期間を延長することができるものとし、以後この例による。

(損害賠償等)

### 第3条

この契約時点において、既に補償期間にある自動車保険 (任意保険等を含む) については、甲の名義において継続するものとする。

- 前項における自動車保険 (任意保険等を含む) の補償額は、最低限対人8000万円以上、対物200万円以上、搭乗者傷害又は人身傷害保険に付加加入することを条件とする。
- 事故等が発生した場合における補償については、甲が契約している自動車保険を使用するものとする。

(運行管理等の業務)

### 第4条

甲は乙に対し、運行の開始前及び運行の終了時に点呼を行い必要な指示を行うとともに、業務に関する報告を受けるものとする。

- 利用者に対する乙が行う有償運送に関する運行管理及び運行の責任は甲が負うものとする。

(講習等の受講)

誰の使用車両かによって使用権原が  
変わるので注意してください。

第5条

乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加するものとする。

(車両等の整備)

第6条

甲は、車両の法定点検及び始業点検を自ら行うか、もしくは乙に対して確実にを行うよう指導するものとし、利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮を行うものとする。

(車両の表示)

第7条

乙は、有償運送の実施にあたって車両の乗車定員を厳守するとともに、輸送に係る車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

(事故等の対応)

第8条

乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な処置を講じなければならない。

2 乙は、輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

3 乙は、輸送活動における利用者からの苦情や改善等の提案があったときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

(協議事項)

第9条

この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 滋賀県守山市木浜町 2298-5  
氏名又は名称 株式会社 〇 〇 〇 〇  
代表者 滋 賀 一 郎 ⑩

乙 住所 滋賀県守山市木浜町 2298-5  
氏名 滋 賀 太 郎 ⑩

※運転者全員分の契約書  
(写) が必要です。

## 自家用自動車有償運送に関する契約書 (覚書) (見本)

訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者である株式会社〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と自家用自動車有償運送許可を申請する滋賀花子 (以下「乙」という。) は、甲が行う訪問介護サービス等と連続して、又は一体として乙の使用権原を有する自家用自動車による有償運送の取り扱いについて次のとおり契約 (覚書) を締結する

(基本原則)

### 第1条

甲は、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送において、乙の使用権原を有する自家用自動車を使用するものとし、乙は、甲の指示のもと乙の使用権原を有する自家用自動車で行うものとする。

(使用期間)

### 第2条

前条の使用期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

- 2 第1項の期間満了後も双方異議がない場合は、さらに期間を延長することができるものとし、以後この例による。

(損害賠償等)

### 第3条

この契約時点において、既に補償期間にある自動車保険 (任意保険等を含む) については、乙の名義において継続するものとする。

- 2 前項における自動車保険 (任意保険等を含む) の補償額は、最低限対人8000万円以上、対物200万円以上、搭乗者傷害又は人身傷害保険に付加加入することを条件とする。
- 3 事故等が発生した場合における補償については、甲が契約している自動車保険を使用するものとする。

(運行管理等の業務)

### 第4条

甲は乙に対し、運行の開始前及び運行の終了時に点呼を行い必要な指示を行うとともに、業務に関する報告を受けるものとする。

- 2 利用者に対する乙が行う有償運送に関する運行管理及び運行の責任は甲が負うものとする。

(講習等の受講)

第5条

乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加するものとする。

(車両等の整備)

第6条

甲は、車両の法定点検及び始業点検を自ら行うか、もしくは乙に対して確実にを行うよう指導するものとし、利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮を行うものとする。

(車両の表示)

第7条

乙は、有償運送の実施にあたって車両の乗車定員を厳守するとともに、輸送に係る車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

(事故等の対応)

第8条

乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な処置を講じなければならない。

- 乙は、輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。
- 乙は、輸送活動における利用者からの苦情や改善等の提案があったときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

(協議事項)

第9条

この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 滋賀県守山市木浜町 2298-5  
氏名又は名称 株式会社 〇 〇 〇 〇  
代表者 滋 賀 一 郎 ⑩

乙 住所 滋賀県守山市木浜町 2298-5  
氏名 滋 賀 花 子 ⑩